

平成17年11月
警察庁生活安全局

「警備業法施行規則改正試案」等に対する意見の募集結果について

警察庁は、平成17年10月7日（金）から同年11月3日（木）までの間、「警備業法施行規則改正試案」等に対する意見の募集を行いました。

寄せられた主な御意見と、これに対する警察庁の考え方は、別紙1（「警備業法施行規則改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について）のとおりです。

また、集計の詳細については、別紙2（「警備業法施行規則改正試案」等パブリックコメント集計結果）を御参照ください。

（参考）

寄せられた御意見の総数 31件

（内訳）

電子メール	15件（48.4%）
FAX	10件（32.3%）
郵送	6件（19.3%）

平成 17 年 1 1 月

警察庁生活安全局

「警備業法施行規則改正試案」等に対して寄せられた主な御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「警備業法施行規則改正試案」

(1) 警備業務の依頼者に交付する書面の記載事項等について

この項目に対する主な御意見としては「試案より緩やかに」との立場から、

機械警備業の待機所から対象施設までの路程と事故の発生に関する情報を受信した場合に警備員が現場に到着するまでに通常要する時間は、記載事項とする必要がない

といった御意見がありました。

警備業者が警備業務の依頼者に対し書面を交付すべきこととされたのは、依頼者が契約の内容について十分理解できるようにするためです。こうした依頼者保護の観点から、御意見のあった事項については、必要な記載事項であると考えています。

(2) 警備員に対する教育に係る規定の整備について

この項目に対する主な御意見としては「試案より厳しく」との立場から、

2 以上の警備業務の区分を取り扱う一の営業所における警備員指導教育責任者の選任について、兼任を認めず、区分ごとに別々の警備員指導教育責任者を選任すべきではないか

といった御意見がありました。

営業所で取り扱う警備業務の区分ごとに専任の警備員指導教育責任者を選任しなければならないとする警備業法(以下「法」といいます。)第 22 条第 1 項の趣旨は、警備業務の各区分について高い専門的能力を有する者が警備員の指導教育を行うことによって、より適切かつ充実した警備業務の実施を確保しようとするものです。複数の警備業務の区分に応じた警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けており、各区分について高い専門的能力を有する者がいる場合には、その者が各区分につい

ての警備員指導教育責任者を兼任することは差し支えなく、警備業者の負担も合理的なものとなるものと考えています。

2 「警備員等の検定に関する規則改正試案」

(1) 検定合格警備員の配置の基準について

この項目に対する主な御意見としては「試案より厳しく」との立場から、

施設警備業務に係る配置基準が、空港、原子力施設以外は対象となっておらず、基準として甘すぎる

雑踏警備業務に配置基準を設けてほしい

といった御意見、他方、「試案より緩やかに」との立場から、

施設警備業務の配置基準に関して、一定期間は、1級検定合格警備員に代えて2級検定合格警備員を配置できることとしてほしい

核燃料物質等危険物運搬警備業務の配置基準に関して、車列ごとに1名の検定合格警備員を配置することで足り、各車両への配置をしないでよいことにしてほしい

といった御意見、また「試案に賛成」との立場から、

検定合格者の養成に努力した会社が割の合わなくなる猶予措置の導入はすべきではない

といった御意見がありました。

検定合格警備員の配置の基準については、警備業務と社会の安全との関係、警備業務の実施状況、検定合格警備員の有する知識及び技能、検定の実施状況等を踏まえ、法第18条により検定合格警備員に実施させなければならないこととされた警備業務の適正な実施を確保するために必要かつ十分なものとして定めたものです。したがって、現在のところ、基準の対象となる警備業務の変更、基準の緩和あるいは強化の必要はないものと考えています。

なお、雑踏警備業務については、今回、検定を新たに行うこととしたものであるため、今後、十分な数の検定合格警備員が輩出された後、配置の基準を検討することを考えています。

(2) 検定について

この項目に対する主な御意見としては「試案より緩やかに」との立場から、

学科試験及び実技試験の合格基準とされている90%以上の成績をもっ

と低くしてほしい

といった御意見がありました。

検定は、実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある特定の種別の警備業務について行われるものです。したがって、こうした警備業務に関する知識及び能力を有しているかどうかの基準を低いものとすべきではないと考えています。

「警備業法施行規則改正試案」等のパブリックコメント集計結果

1 概要

意見	17件(54.8%)
その他の質問・感想等	14件(45.2%)
合計	31件(100.0%)

2 意見の分類()

(1) 警備業法施行規則改正試案について

試案が妥当	2件(22.2%)
試案より厳しく	3件(33.3%)
試案より緩やかに	3件(33.3%)
その他	1件(11.1%)
合計	9件(100.0%)

(2) 警備員等の検定に関する規則改正試案について

試案が妥当	1件(6.3%)
試案より厳しく	4件(25.0%)
試案より緩やかに	10件(62.5%)
その他	1件(6.3%)
合計	16件(100.0%)

(3) 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則改正試案について

試案より緩やかに	1件(100.0%)
合計	1件(100.0%)

意見の分類の集計に当たっては、複数の項目に関する意見を含む場合には、重複して計上しています。